

No.9 高断熱浴槽

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品又は自作品でないもの ・日本産業規格（JIS A5532）に規定する高断熱浴槽の認証を受けているもの、又は同等以上の性能（湯温降下4時間で2.5℃以内）を有するもの
補助対象経費	<p>①機器費 ア 機器本体費 ※ユニットバスの場合…ユニットバスの機器費・工事費</p> <p>②設置工事費（撤去費除く）</p>
必要書類	<p>①所沢市スマートハウス化推進補助金交付申請書兼請求書（家庭用）（様式第2号）</p> <p>②事業概要書（別紙2-9号）</p> <p>③補助対象経費の見積書 及び 事業内容が確認できる契約書等の写し</p> <p>④領収書等の写し（社印等の押印があるもの）※申請年度のものに限る。</p> <p>⑤施工写真（詳しくは別紙5・6号をご覧ください）</p> <p>⑥対象住宅の平面図（施工場所がわかるもの）</p> <p>⑦機器の性能を証する書類（日本産業規格の認証を受けていることがわかるカタログ等）</p> <p>⑧案内図（住宅地図、グーグルマップ等）</p> <p>⑨建物所有者共有名義人同意書（別紙9号） ※申請者以外の建物所有者又は機器の共有名義人がいる場合。 （建物所有者と名義人が別人の場合は、それぞれ必要。）</p> <p>⑩三世代の同居 及び 続柄が確認できる書類 （住民票の写し 及び 別紙10号） ※三世代同居の加算措置の適用を受ける場合。</p> <p>⑪マチエコ応援隊施工証明書 ※マチエコ応援隊の加算措置の適用を受ける場合。</p>

備考

- ・「高断熱浴槽」とは、JIS A5532 に規定する保温性能を持つ浴槽のことをいいます。
- ・契約書等の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等の写しは、販売証明書（別紙7号）で代替することができます。ただし、申請年度に取得したことが確認できる書類（建物引渡し証、納品書、工事完了報告書等）の添付が必要です。